

平成28年度

海上保安庁関係補正予算（第2次）配分概要 （航路標識整備事業）

目 次

I. 平成28年度海上保安庁関係補正予算（第2次）配分方針	1
II. 平成28年度補正予算（第2次）配分総括表	1
III. 事業別概要	2
IV. 管区海上保安本部別等配分額 重点分野「熊本地震や東日本大震災からの復興や安全・安心、防災対応の 強化」	3
V. 配分箇所在具体事例	4

平成28年10月

I. 平成28年度海上保安庁関係補正予算（第2次）配分方針

平成28年度航路標識整備事業補正予算（第2次）配分方針については、「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）の考え方に沿い、航路標識の機能維持（老朽化対策）等のための事業に重点的に配分する。

航路標識の機能維持等

（1）潮流信号所の機能維持

潮流信号所は、潮の流れの速い狭水道において、潮流の向き、流速、流速の傾向を観測し、航路を航行する船舶へ電光表示、無線電話等により情報提供しているが、観測機器の老朽化により正確な情報提供に支障をきたすなどの障害が多発していることから、船舶交通の安全確保のために機器の換装等必要な整備を実施する。

（2）船舶通航信号所の機能維持等

船舶通航信号所は、特定の航路等及びその付近の水域において、高性能レーダー装置、テレビカメラ、A I S等により船舶交通に関する情報を収集し、付近の通航船舶に対し安全に関する情報の提供や船舶の航行管制を実施しているが、機器の老朽化によりレーダー映像等の伝送障害等が多発していることから、機器の換装及び機能強化等必要な整備を実施する。

II. 平成28年度補正予算（第2次）配分総括表

[総事業費]

(単位：百万円)

区分	直轄		
	本省配分	一括配分	計
航路標識整備事業	1,184	0	1,184

Ⅲ. 事業別概要

航路標識整備事業

10箇所 事業費 1,184百万円

○航路標識の機能維持等

航路標識施設の機器の老朽化により、適切かつ正確な情報提供や航行管制に支障をきたすなどの障害が多発していること等から、船舶交通の安全確保のために必要な機器等を早急に整備する。



・管区海上保安本部別配分額

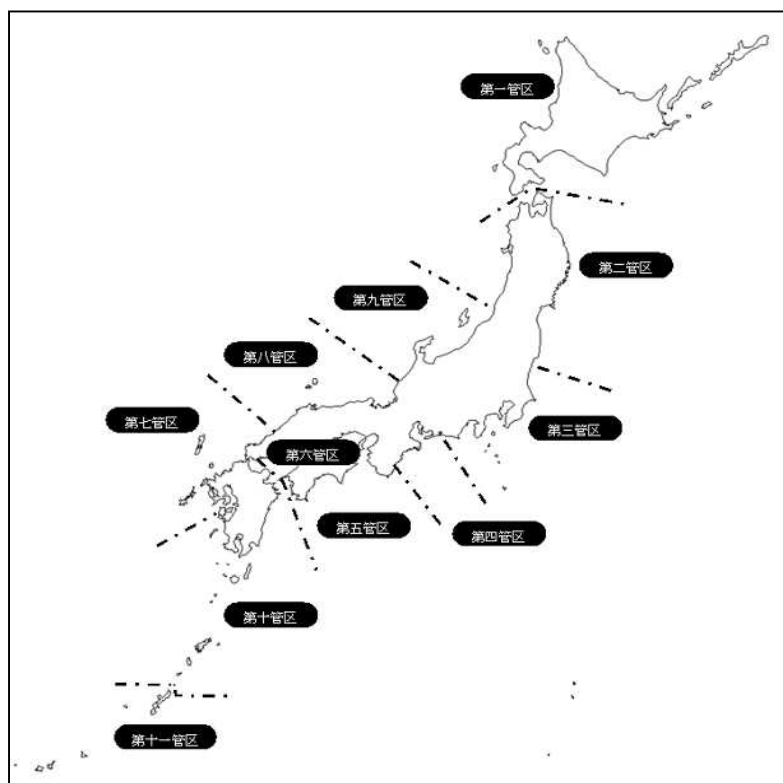
「熊本地震や東日本大震災からの復興や安全・安心、防災対応の強化」

[直轄事業]

(単位：百万円)

区 分	事業箇所数 (箇所)	航路標識整備事業 (百万円)
第一管区海上保安本部		
第二管区海上保安本部		
第三管区海上保安本部	1	28
第四管区海上保安本部	1	27
第五管区海上保安本部	1	58
第六管区海上保安本部	1	29
第七管区海上保安本部	1	188
第八管区海上保安本部		0
第九管区海上保安本部		0
第十管区海上保安本部	2	364
第十一管区海上保安本部	3	490
合 計	10	1,184

補助事業はなし



V. 配分箇所の具体事例

「熊本地震や東日本大震災からの復興や安全・安心、防災対応の強化」

都道府県名	箇所名	配分額	事業概要
<p>山口県 (下関市)</p>	<p>関門港航路標識整備事業</p>	<p>百万円 188</p>	<p>事業内容等</p> <p>規模 火ノ山下潮流信号所の潮流測定装置及び潮流センサーの換装</p> <p>完成時期 平成28年度以内</p> <p>緊急性 火ノ山下潮流信号所は、強潮流時には10ノット（時速約20km）以上になる関門海峡航路において、潮流の向き、流速、流速の傾向を観測し、航路を航行する船舶へ電光表示、無線電話等により情報提供している。しかし、観測機器の老朽化により正確な情報提供に支障をきたすなどの障害が多発していることから、船舶交通の安全確保のために機器の換装等必要な整備を早急を実施する必要がある。</p> <p>効果 正確な情報提供を実施することにより船舶事故を防止し、船舶運航者の負担軽減や船舶交通の安全に寄与する。</p>